

平成27年
10月から

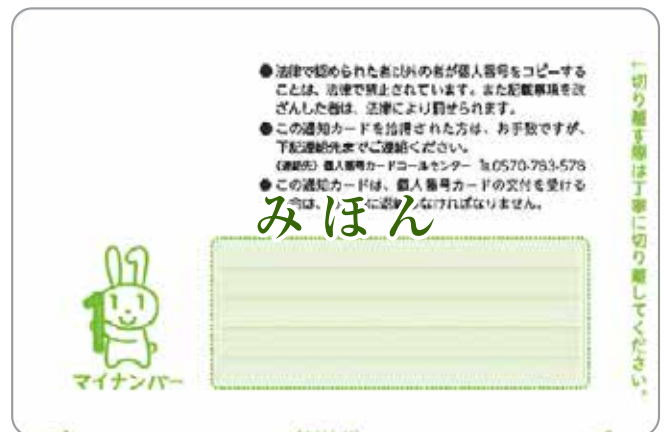
マイナンバー「通知カード」が郵送されます

平成27年10月中旬から、マイナンバー（個人番号）が記載された「通知カード」が、住民票の住所に簡易書留で順次郵送されます。平成28年1月からは、社会保障、税、災害対策など法律で定められた手続きでマイナンバー（個人番号）が必要となります。

この「通知カード」に記載された【12桁の個人番号】は、生涯使用するものですので、大切に保管してください。「通知カード」の再交付は有料（500円）となります。



おもて面



うら面

ポイント1 届いた簡易書留の中身を必ず確認しましょう

以下の3つが入っているか確かめましょう。 ※「通知カード」は大切に保管してください。

- ①マイナンバーの「通知カード」と「【個人番号カード】交付申請書」
- ②マイナンバーの説明書
- ③「【個人番号カード】交付申請書」送付用の返信用封筒

※住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができない可能性もあります。

ポイント2 本人確認書類(身分証明書)になる【個人番号カード】を申請しましょう

【個人番号カード】は、マイナンバー（個人番号）とともに、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）が記載された顔写真付きの本人確認書類です。

【個人番号カード】の申請方法は、主に2通りあります。 ※初回の手数料は無料です。

1. 記入済みの申請書に顔写真を貼付の上、返信用封筒に入れて郵送で申請
2. スマートフォンで顔写真を撮影し、オンライン申請

ポイント3 【個人番号カード】を受け取りましょう

平成28年1月以降、ご本人が役場住民課で【個人番号カード】を受け取れます。

※受け取る際は、「交付通知書(はがき)」や大切に保管していた「通知カード」などが必要となります。

【問 合 先】住民課 ☎388-1115